

富山県個人情報保護条例の規定を改正すべき事項について（答申）

平成16年12月

富山県個人情報保護審議会

## はじめに

富山県においては、平成15年3月に、「富山県個人情報保護条例」を制定し、平成16年1月1日から全面的に施行した。この条例に基づき、県の実施機関では個人情報の適正な取扱いの確保を図り、県民の権利利益の保護に努めてきているが、電腦県庁構築への取組みに伴いIT化はますます進み、それに伴って、県民の個人情報保護に対する関心も高まってきている。

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している昨今であるが、官民を問わず個人情報の適正な取扱いが求められている状況に対応するため、国においては、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」などいわゆる個人情報保護関連5法が平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日から全面的に施行されることとなり、ここに個人情報保護法制が整備された。

こうした状況の下、本審議会は、平成16年7月13日、知事から「国における個人情報保護法制の整備等に伴い、富山県個人情報保護条例の規定を改正すべき事項」について諮問を受け、県における個人情報保護制度の一層の充実を図る観点から、多角的見地に立ち審議を行ってきた。審議会による7回の検討を経て、また、パブリックコメントによる県民等から寄せられた意見も考慮して、このたび、「富山県個人情報保護条例の規定を改正すべき事項について」として取りまとめた。

県においては、この答申の趣旨を十分に踏まえ、個人情報保護制度の一層の充実を図られることを期待する。

平成16年12月17日

富山県個人情報保護審議会  
会長 細川俊彦

## 第1 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えることについて

個人情報保護対策の重要性は、県の各機関によって異なるものではなく、公安委員会及び警察本部長についても実施機関に加えることが適当である。この場合、警察業務の特殊性等を考慮して、一定の例外的な取扱いを認めることが適当である。

### 基本的な考え方

#### 1 条例制定時の経緯と現状

富山県個人情報保護条例を制定する際、その検討のため設置された富山県個人情報保護制度懇話会の提言（平成14年12月）では、「できるだけ多くの機関が実施機関となることが望ましい。公安委員会（警察本部長）については、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保などの問題について、精力的に検討を進めた上で、できるだけ早期に実施機関に加わることが適当である」とされたところである。しかしながら、公安委員会及び警察本部長については、条例制定済みの都道府県のすべてにおいて実施機関となっていなかったことなどから、実施機関に加わらず、現在に至っている。

#### 2 条例制定時からの状況の変化

国においては、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している状況にかんがみ、平成15年5月、個人情報の取扱いのルールを定めることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とした、いわゆる個人情報保護関連5法を制定した。その一つである行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）において個人情報の保護対策を講ずる必要性は、国の各行政機関の間で異なるものではないとの理由から、国家公安委員会及び警察庁も他の省庁と並んで国の個人情報保護制度の対象行政機関として位置付けられた。

以上の状況を受けて、各都道府県においては、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える方向で条例の見直しが検討されているところである。

このような社会情勢の下で、今や本県においても公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるべき時機が熟したと考えられる。

#### 3 審議会の考え方

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、その第5条において、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と規定している。即ち、地方公共団体の必要な施策は、「この法律の趣旨にのっとり」策定される必要があることから、既に個人情報保護条例を制定している本県においても、本法及び行政機関個人情報保護法による個人情報保護の水準に達していない部分

については、早急に改正する必要がある。

また、富山県個人情報保護条例は、その目的を、第1条において「この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、県の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定しているが、個人情報の適正な取扱いを確保し、県民の権利利益の保護に努める必要があることは、県の各機関によって異なるものではない。

こうしたことから、県民の権利利益の保護の一層の充実を図り、県における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を確保するためにも、県のすべての執行機関が個人情報保護に取り組む必要があると考えられるので、これまで実施機関に加わっていなかった公安委員会及び警察本部長も、行政機関個人情報保護法の施行を契機に、実施機関に加えることが適当である。

警察は、警察法第2条第1項で定める警察の責務である「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる」ため、様々な個人情報を取り扱っている。公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるに当たっては、条例の各規定は原則として適用されるべきではあるが、警察業務において取り扱う個人情報の特殊性、警察活動の広域化からくる全国的斉一性の要請などの観点から、警察がその責務を遂行するにつき、支障が生じないよう一定の例外規定を設ける必要があると考える。即ち、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる分野については、個人情報の取得や保有等に関し秘匿性が認められるべきであり、その分野は知事等他の実施機関の業務とは異なる特殊性が是認される分野であることから、条例上例外規定を設けることが必要である。

なお、自動車運転の免許、道路使用の許可、遺失物の取扱いなどの業務は、知事等他の実施機関で取り扱う業務と基本的な差異はなく、上記のような特殊性を是認する必要はない。したがって、他の実施機関と同様の事務処理が求められるので、原則として現行の条例の各規定を適用することが適当である。

また、警察の責務のうち「個人の生命、身体及び財産の保護」については、警察固有の業務ではなく、知事等他の実施機関においても実施している業務であり、「緊急に必要があるとき」には条例において、本人からの取得の原則の例外（第5条第2項第3号）を定め、そして条例の規定に基づく規則において、利用及び提供の制限の例外（規則別表第3）を認めている。緊急性を要件としているのは、個人情報を取得したり目的外に提供したりする場合に、本人から直接取得したり、本人の同意を得ていたのでは、人の生命、身体、財産を保護する時間的余裕がない場合が想定されることから例外として認めているものであり、公安委員会及び警察本部長が実施機関に加わる場合にもこれらの規定が適用されることとなる。このため、警察業務の特殊性から必ずしも緊急でない場

合にも例外的な取扱いが必要である合理的な理由があれば、審議会の意見を聴いて規則で定めることが適当である。

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える際の例外事項の検討に当たっては、これらの機関を実施機関に加えることにより、個人の権利利益を保護するという条例本来の目的が損なわれることとならないよう慎重な検討が必要となる。このため、例外として認めるべき範囲等について、個人情報の本人からの取得の原則、思想・信条等に関する個人情報の取得禁止の原則などについて個別に検討し、言及する。

## 個別的検討

### 1 個人情報の本人からの取得の原則（第5条第2項関係）

条例第5条第2項は、実施機関が個人情報を取得するときは、原則として本人から取得しなければならない旨定めている。

警察の責務のうち犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務における個人情報の取得については、その業務の特殊性から一般的な事務処理とは異なる手法で個人情報の取得が行われている。また、個人情報の取得に当たって本人から取得したのでは支障をきたす場合があることも想定される。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、適法かつ適正な方法で個人情報の取得が行われなければならないことは当然ではあるが、条例上、本人からの取得の原則の例外規定を設けることが適当である。

### 2 思想、信条等に関する個人情報の取得禁止の原則（第5条第3項関係）

条例第5条第3項は、実施機関は、原則として思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（いわゆるセンシティブ情報）を取得してはならない旨定めている。

センシティブ情報は、憲法上の基本的人権にかかわるものであり、これが不適正に取扱われた場合には、個人の権利利益を侵害する危険性が特に高いことに十分留意する必要がある。しかしながら、警察の責務のうち犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、その業務の性質にかんがみ、センシティブ情報を取得する必要がある場合が想定される。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、条例上、思想、信条等に関する個人情報の取得禁止の原則の例外規定を設けることが適当である。

### 3 個人情報目的外利用・提供の制限（第9条関係）

条例第9条第1項は、実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない旨定めている。

警察の責務のうち犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、公安委員会及び警察本部長が保有する個人情報をそれらの内部で利用する場合のほか、捜査協力の依頼に対する応諾や犯罪被害者の保護等のため国、地方公共団体以外の第三者へ提供する場合、広域捜査、相互協力等のため各都道府県警察又は警察庁等に提供する必要がある場合などが想定される。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、条例上、個人情報の目的外利用・提供の制限の例外規定を設けることが適当である。

### 4 電子計算機等の結合による個人情報の提供の制限(第10条関係)

条例第10条第1項は、実施機関は、原則として実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機等を電気通信回線で接続し、実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法で個人情報を提供してはならない旨定めている。

警察の責務のうち犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、広域捜査、相互協力等のため公安委員会及び警察本部長の保有個人情報を警察庁や他の都道府県警察が随時入手し得る状態にする方法により提供する必要がある場合が想定される。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、条例上、電子計算機等の結合による個人情報の提供の制限の例外規定を設けることが適当である。

### 5 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第12条関係）

条例第12条第1項は、実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（個人情報取扱事務）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称や取得状況を登録した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない旨定めている。これは、県民等が実施機関における個人情報取扱事務の存在や概要を確認できるようにするためである。

警察の責務のうち犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、その性質上、組織的・体系的に個人情報を取得していること自体を公表することが、業務に支障を及ぼす場合も想定される。

このため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査などの公共の安全と秩序の維持を目的として行われる業務については、条例上、例外規定を設けることが適当である。

## 6 開示、訂正及び利用停止の適用除外（第3章関係）

条例第3章は、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求等について定めている。

刑の執行等に関する個人情報は、個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報であり、開示請求の対象とすると、就職の際に雇用者側から求職者本人の前科等の個人情報ファイルの開示請求結果を提出させる等の方法で前科等を審査するために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生ずる可能性があることから、行政機関個人情報保護法においても開示請求等の適用除外とされているところであるが、条例においても同様に適用除外とすることが適当である。

また、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報は、関係者のプライバシー保護、捜査の密行性、刑事裁判における適正手続の確保等の諸々の要請との調和を図るため、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等において、独自のシステムが設けられているところであり、条例の開示規定を適用すべき必要性が認められないから適用除外とすることが適当である。

## 7 施行時期

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える今回の条例改正は、その趣旨からしても、できる限り速やかに施行されることが望ましいことはいうまでもないが、改正条例成立後、関係規則等の整備、職員に対する周知徹底、保有する個人情報の分類整理など改正条例の施行のために相当の準備期間が必要である。他の都道府県の動向等も考慮すると、改正条例の施行時期は、公布後概ね1年程度を目途とすることが適当である。

### (参考) 公安委員会及び警察本部長の意見（要旨）

警察法第2条第1項に定める警察の責務を遂行する上で支障をきたさないよう警察業務の特性に十分配慮した規定が整備されることが必要である。

警察が取り扱う個人情報には秘匿性が要求されるものが多いこと、事象の広域化、国際化等に対応するために全国的斉一性、統一性を確保することが必要である。

次の事項に対する例外規定が必要である。

- ・個人情報の本人からの取得の原則（第5条第2項）
- ・思想、信条等に関する個人情報の取得禁止の原則（第5条第3項）
- ・個人情報の利用及び提供の制限（第9条）
- ・電子計算機等の結合による個人情報の提供の制限（第10条）

- ・ 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第 12 条）
  - ・ 開示、訂正及び利用停止（第 3 章）
- 条例の施行までに十分な期間をおく必要がある。

## 第2 罰則規定を設けることについて

個人情報の適正な取扱い及び個人情報の保護の徹底を図り、県に対する県民からの信頼を確保するため、実施機関の職員等及び受託業務従事者等に対し、行政機関個人情報保護法に準じた罰則規定を設けることが適当である。

また、偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対して、行政上の秩序罰としての過料を科すことが適当である。

### 1 条例制定までの経緯と現状

平成14年12月になされた前記の個人情報保護制度懇話会の提言では、職員等には地方公務員法上の懲戒処分等や守秘義務違反としての罰則が適用されることがあり得ること、受託業務従事者等には社内処分や個人情報保護法による罰則が適用されることがあり得ること、また、悪質な受託業務従事者等に対しては入札の指名停止、名称の公表などが考えられることなどから罰則規定を設ける必要はないとされたところである。この提言を受けて、現行条例では職員等や受託業務従事者等に対する罰則規定を設けていない。

### 2 罰則規定を創設するに当たって

高度情報通信社会の急速な進展に伴い、個人情報が大量に流出する危険の増大、情報漏えいに対する危機意識の高まりなどから、これまで以上に個人情報の適正な取扱いの確保が要請されている。

平成15年5月に成立した個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対する罰則規定が設けられ、また、行政機関個人情報保護法でも職員等や受託業務従事者等に対する罰則規定が設けられたところである。

こうした状況の下で、県が保有する個人情報の適正な取扱いの確保と県に対する県民からの信頼の確保について、より一層実効性を高めていくためには、実施機関の職員等及び受託業務従事者等に対する罰則規定を設けることが有効な手段であると考えられ、県としても罰則規定の創設について検討すべきものとする。

### 3 審議会の考え方

#### (1) 職員等及び受託業務従事者等に対する罰則

個人情報の適正な取扱いの重要性については、国と地方公共団体とで特段の差異があるものではなく、また、罰則規定を設ける場合、刑罰の対象及び量刑の重さについても国と地方公共団体の間に差異を設ける理由はないと考えられることから、行政機関個人情報保護法に準じた罰則規定を設けることが適当である。

また、受託業務従事者等の違反行為については、当該行為者を処罰するほか、その

当該行為者を使用する受託事業者をも併せて罰金刑を科する両罰規定を設ける例もあるが、当該行為者による個人情報に関する犯罪行為が法人の利益を凶った組織犯罪として行われる可能性は小さいと考えられること、実効性の担保としては法人との契約の解除や法人に対する損害賠償による対応が可能であり、抑止力の点においても効果は疑問であることなどから、両罰規定を設ける必要性は乏しいものと考えられる。

## (2) 県外犯の取扱い

条例の地域的効力は、原則として当該地方公共団体の区域外には及ばないものとされているが、職員等や受託業務従事者等が県の区域外（国外を含む。）で個人情報を正当な理由がなく提供したり盗用等を行った場合、県や当該個人情報の本人に対する損害の程度は、それが県内で行われたものと何ら変わるものではない。

したがって、個人情報の正当な理由のない提供や盗用等が県の区域外で行われた場合であっても、行為者に対して条例に基づき処罰できるように条例の属地的効力の例外として明記することが適当である。

## (3) 不正な開示請求者に対する罰則

開示請求の手続においては、第三者に保有個人情報が開示されることがないように厳格な本人確認を行っているところである。したがって、偽りその他不正な手段により開示を受けた場合には、その制裁として秩序罰である過料を科すことが適当である。

### (参考) 行政機関個人情報保護法の罰則規定の概要

条	主体	対象情報	行為	量刑
第53条	・ 行政機関の職員又は職員であった者 ・ 受託業務に従事している者又は従事していた者	個人の秘密に属する事項が記録された電算処理ファイル(複製又は加工したものを含む。)	正当な理由が無いのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第54条		業務に関して知り得た保有個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
第55条	行政機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	
第56条	前3条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。			
第57条	偽りその他不正な手段で保有個人情報の開示を受けた者			10万円以下の過料

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	役職名	備考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士 金沢大学法科大学院教授	会長
堀 内 道 子	富山県婦人会会長	
森 田 外 治	元城端町助役	

審 議 経 過

区 分	開催年月日	審議内容
第 1 回	平成 16 年 8 月 4 日 (第 3 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問内容及びスケジュール(案)について</li> <li>・ パブリックコメント案について</li> <li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて(警察本部からの意見聴取)</li> </ul>
第 2 回	平成 16 年 8 月 23 日 (第 4 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて</li> </ul>
第 3 回	平成 16 年 9 月 17 日 (第 5 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて(警察本部からの意見聴取)</li> </ul>
第 4 回	平成 16 年 10 月 6 日 (第 6 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることについて</li> <li>・ 実施機関の職員等に対する罰則規定の創設について</li> </ul>
第 5 回	平成 16 年 10 月 28 日 (第 7 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関の職員等に対する罰則規定の創設について</li> <li>・ 答申(案)について</li> </ul>
第 6 回	平成 16 年 11 月 25 日 (第 8 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申(案)について</li> </ul>
第 7 回	平成 16 年 12 月 17 日 (第 9 回審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申</li> </ul>